

公立大学法人沖縄県立芸術大学の任期付職員の採用等に関する規程

令和3年8月2日

沖芸大規程第52号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則（令和3年沖芸大規則第4号。以下「就業規則」という。）第54条に基づき、公立大学法人沖縄県立芸術大学（以下「法人」という。）の職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において職員とは、就業規則第2条に定める職員のうち、教員を除いた者をいう。

(職員の任期を定めた採用)

第3条 理事長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該職員の代替となる職員の配置が法人の運営上必要である場合は、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 就業規則第14条に基づき職員が休職となる時
- (2) 就業規則第18条に基づき職員が退職する時
- (3) 就業規則第22条に基づき職員を解雇する時
- (4) 就業規則第39条又は第40条に基づき職員が休業を取得する時

2 理事長は、前項に定めるもののほか、法人の業務を円滑に遂行するために必要と認める場合は、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(任期)

第4条 前条の既定により採用される職員（以下「任期付職員」という。）の任期は、3年を超えない範囲で理事長が定めるものとし、当該職員にその任期を明示するものとする。

2 理事長は、任期付職員の任期が3年に満たない場合にあつては、採用した日から3年を超えない範囲において、その任期を1回に限り更新することができる。

(従事制限)

第5条 理事長は任期付職員について、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限って、その任期中、他の業務に従事させることができる。

(給与)

第6条 任期付職員の給与は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員給与規程の例による。

(適用除外)

第7条 就業規則のうち第10条（昇任）、第11条（降任）、第20条（定年）及び第21条（再雇用）の規程は、任期付職員には適用しない。

(委任)

第8条 この規程の運用に関して必要な事項は別に定める。

附 則（令和3年8月2日理事長決裁）

- 1 この規程は、令和3年8月2日から施行する。
- 2 この規程の既定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。
- 3 特別の事情によりこの規程の既定によることができない場合で必要があると認めるときは、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。